

# ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください 生活困窮者自立支援制度

## 生活困窮者自立支援制度とは

生活困窮者自立支援制度とは、生活や就労に関するさまざまな困りごとについて、自立相談支援機関が窓口となり、相談支援を行う制度です。窓口では一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら、自立の促進を図ることを目的として関係機関と連携して支援を行います。

### 〈相談窓口〉

生活や就労に関する困りごとは、お住まいの市町村を管轄する自立相談支援機関で受け付けています。

- △制度のご利用にあたって**
1. 秘密厳守で、個人情報(ご相談の内容や、ご本人、ご家族の秘密)は守ります。
  2. 生活保護受給中の方は本制度を利用できません。
  3. お金の貸し付けや給付を目的とした制度ではありません。

## 相談の流れ

相談無料・秘密厳守



## 支援メニューの例

※支援メニューは、お住まいの市町村で異なります。詳細は相談窓口へご確認ください。

〈住居確保給付金の支給〉  
離職、廃業や休業などにより経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方に対し、求職活動などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

令和7年度から、収入が大幅に減少し、生活を改善するために引越しが必要な方に対して、特定の条件を満たす場合には、引越し先への荷物の運搬費用と初期費用(礼金、不動産仲介手数料、保証料、保険料)を支給することが可能になります。

※審査および決定は福祉事務所が行います。支給額には上限があります。

〈家計改善支援〉  
家計のやりくりがうまくいかない

## 〈一時生活支援〉

住居を失ってしまった方や不安定な居住形態にある方に対し、一定期間、衣食住などの日常生活に必要な支援を行います。

## 〈就労支援・就労準備支援〉

就労に関する助言や個別の求人開拓などの支援を行います。また、就労に対して不安を抱いている方やコミュニケーションが苦手ですぐに働くことが難しい方に、ワークシヨップや就労体験の機会を提供し支援を行います。

## 〈認定就労訓練〉

就労に不安のある方へ、お仕事をすまきつけとなる就労訓練(いわゆる「中間的就労」)の機会を提供し、自立に向けて生活面や健康面での支援を行います。

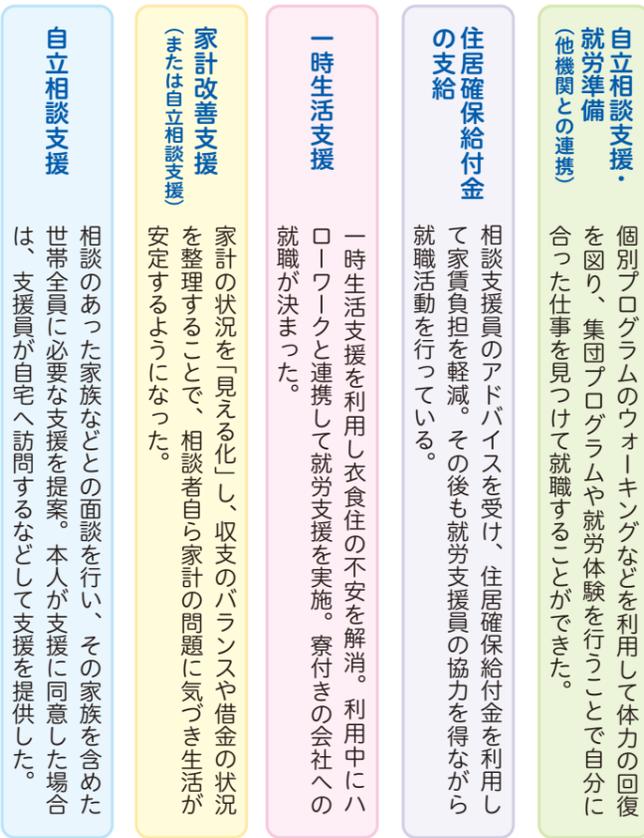
## 〈子どもの学習・生活支援〉

生活困窮世帯の子どもや保護者を対象に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣づくりや進路決定に関する相談や助言などを行います。

## 支援を利用して生活を立て直したケース(支援イメージ)

- Eケース** 課題を抱える世帯の支援を行ってもらいたいが、本人自らは相談に行くことが難しいと、本人の家族等から自立相談支援機関へ相談。
- Dケース** 就労による収入はあるが、給料日前になると生活が厳しい生活費が足りないとの相談。
- Cケース** 住んでいるアパートが建て替えのため退去となり、行く当てが無く、手持ちのお金が尽きたとの相談。
- Bケース** 失業により収入減少。家賃の支払いが困難になったため相談。
- Aケース** 病気治療を理由に失職。治療と就労を両立させたいが、自分に合った仕事を見つけることが難しく求職活動が難航しているとの相談。

### プランの作成・支援・他機関との連携



※上記は支援のイメージです。生活や仕事のことで問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。本制度に限らず他制度も活用を含め、解決方法を一緒に考えます。

## 沖縄県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧



自治体名	窓口名	電話番号
沖縄県 (町村管轄)	北部	0980-43-0240
	中部	098-923-0881
	南部支所	098-917-5407
	南部	098-851-7105
	久米島町	098-851-8335
那覇市	那覇市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	098-917-5348
宜野湾市	宜野湾市 福祉総務課 生活支援係	098-893-4480
石垣市	石垣市 福祉部 福祉総務課 総務係	0980-87-6025
浦添市	浦添市 自立サポートセンター・ てだこ未来	098-875-5065
名護市	名護市 暮らしと仕事の 応援センター さぼんちゅ	0980-53-1212 (内線244)
糸満市	糸満市 暮らしのサポート センター きづき	098-840-8182
沖縄市	沖縄市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	098-923-3624
豊見城市	豊見城市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	098-850-1067
うるま市	うるま市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	098-989-3972
宮古島市	宮古島市 生活福祉課 地域福祉係	0980-73-1981
南城市	南城市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	098-917-5334

令和6年4月1日現在

## 関連する制度

### 生活保護制度について

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度であり、申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあります。ためらわずにお住まいの地域の福祉事務所でご相談ください。



県ホームページ  
(生活保護制度)

問い合わせ 保護・援護課 電話：098-866-2428 FAX：098-866-2758

**募集** 奨与奨学生(高校・大学等)  
令和7年度募集要項はこちら ▶▶▶

**募集** 奨与奨学生(高校・大学等)  
令和7年度募集要項はこちら ▶▶▶